

平成 29 年度第 4 回多治見市高齢者保健福祉計画策定委員会 議事録

日 時：平成 29 年 12 月 11 日（月）

14:00～16:00

場 所：多治見市役所北庁舎 4 階第 2・第 3 会議室

出席者

委員： 三島委員、渡辺委員、橋本委員、牧村委員、小鞠委員、山田委員、大藪委員（委員長）、唐木委員、小栗委員、平尾委員、宮川委員、水野委員（市民健康部長）、
（敬称略） 瀬瀬委員（福祉部長）
（欠席）松本委員

事務局： 高齢福祉課：杉村課長、加藤課長代理、前田課長代理、三浦総括主査、渡邊総括主査

議 題

1. 第3回策定委員会の振り返り
 - (1)策定スケジュールの確認（資料1）
 - (2)第3回多治見市高齢保健福祉計画策定委員会意見とその対応（資料 2）
2. 多治見市高齢者保健福祉計画 2018(素案)（資料3、4）
3. パブリック・コメントについて
4. その他

事務局

本日はお忙しい中、ご出席有難うございます。只今から第4回多治見市高齢者保健福祉計画策定委員会を開催する。
ここからの司会進行は委員長にお願いしたい。

委員長

年末のお忙しい中、お集まりいただき有難うございます。新聞などでも報道されているが 2018 年度からの介護保険制度改正の内容が明らかになってきている。多治見市高齢者保健福祉計画は国の方針を踏まえつつ、多治見市独自の内容にしていく必要があるため、本日もご意見をよろしくお願いしたい。

事務局

（資料1：策定スケジュール(案)、資料2：第3回多治見市高齢保健福祉計画策定委員会意見とその対応 を事務局が説明 ）
・策定スケジュールの確認
・第3回多治見市高齢者保健福祉計画策定委員会意見とその対応

委員長

前回の策定会議で出された意見が計画に反映されていると思う。只今の事務局の説明内容で質問がある方はお願いしたい。

委員 前回の意見が反映された一方で同箇所にあった、緊急通報システムに関する記述がなくなってしまったのではないか。

委員長 緊急通報システムについては、63 ページの地域の見守り支援の取組みとして位置づけられており全くなくなったわけではないようである。ただし、現在のままでシステム継続は難しいため、仕組みを見直す計画になっている。

委員 資料3の8ページの「人口と世帯」の文中について、「平成 12 年をピークの減少傾向」は「平成 12 年をピークに減少傾向」の誤りではないか。

事務局 誤字のため「ピークに」と修正したい。

委員 資料3の 41 ページの「訪問入浴介護」の説明文中に「要支援・要介護者」とあるが、要支援者も訪問入浴介護を利用することがあるのか教えて欲しい。

委員長 41 ページの訪問入浴介護の表中に「介護予防訪問入浴」の利用実績があるため、要支援者も利用されていると思うが、ケアマネージャーとしての委員の意見も伺いたい。

委員 介護予防訪問入浴の利用があるため要介護・要支援者としてもよい。

委員 他に、資料3の 58 ページの「4-2 認知症相談窓口の充実」にある「認知症地域支援推進員」と「認知症地域支援専門員」は異なる用語なのか、もしくは誤字なのか。

事務局 認知症地域支援推進員と認知症地域支援専門員は別物である。「認知症地域支援推進員」は平成 27 年度から太平包括支援センターにスタッフを1名配置しており実施済みのため今後も周知を進めていくものである。「認知症地域支援専門員」は、更なる認知症施策の強化を目指し、来年度から設置する認知症に対応する専門窓口のスタッフとして配置を予定しているものである。素案の文章では2つの用語を混同しているため、表現を見直したい。

委員長 それでは、次第「2 多治見市高齢者保健福祉計画 2018(素案)」について、事務局からご説明をお願いしたい。

事務局 (資料3:多治見市高齢者保健福祉計画 2018(素案)、資料4:多治見市高齢者保健福祉計画 2018 概要版(案) を事務局が説明)
・多治見市高齢者保健福祉計画 2018(素案)

委員長 今後、年末から新年にかけてパブリック・コメントが予定されており、本日はそれに向けた計画内容の最終確認の場となる。
それでは、基本方針ごとにご意見をお伺いしたい。まず基本方針1「地域包括ケアシステムの強化」の施策についてご意見をお願いしたい。

委員 37 ページの「(2)高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援」の取組みに「③ケアプラン作成研修会の開催支援」があるが、これはケアマネ協議会の事業を支援するものと考えてよいか。

事務局 ケアマネ協議会で実施する研修会の支援を想定している。

委員 39 ページ「(4)サービス付き高齢者向け住宅の適正な配置」の取組みにある「①サービス付き高齢者向け住宅の立地指導による適正な配置へ誘導」は、事業者と事前協議し、地域を限定して認めるイメージなのか。

事務局 サービス付き高齢者向け住宅が一定の地域に集積するのによくないため、事前に相談があれば適正な配置になるよう指導できればよいと考えている。ただし、事前相談がない場合は対応ができない。

委員 サービス付き高齢者向け住宅は、重度化するとずっと住み続けられない施設もあるため、最期まで見てくれる事業者を誘導できるとよい。サービス付き高齢者向け住宅を建設する際、事前相談を受けることはあるのか。

事務局 高齢福祉課にはないが、サービス付き高齢者向け住宅の所管である都市政策課には相談があるかもしれない。

委員 周知や所管課と調整し、重度化しても入所できる施設を適正に配置ができるとよい。

委員長 他にご意見があればお願いしたい。

事務局 サービス付き高齢者向け住宅については、福祉の視点だけではなく都市政策課で現在取り組んでいるコンパクトシティ施策と連携して立地を誘導できるとよいと考えている。

委員 第4章全体に関連するが、各事業に目標値を設定する必要はないか。目標値を設定せずにどのように進行管理していくのか。

委員長	概要版の裏面に一部事業に対する数値目標は記載されている。多治見市では、福祉全般の事業について、「多治見市地域福祉計画評価委員会」にて評価する仕組みはなっているのではないかと。
事務局	数値化できない事業もあるため、事業ごとに目標を設定しなかった。
委員	全てでなくとも数値化できる事業については目標値を設定した方がよい。
委員長	概要版を市民に配布する予定があれば、もう少し自分に関係あることを分りやすく示せるとよいのではないかと。例えば、基本方針2の内容は直接市民に関係しないが、「1-2 生活支援・介護予防サービスの充実」であれば、市民に担い手になってもらう必要があることが示されるとよい。 市民に配布せず、計画の概要版としての位置づけであれば現在のまとめ方が分りやすいかもしれない。 次に、基本方針2「介護保険サービスの充実と適正化」の施策についてご意見をいただきたい。 52 ページの「2-3 介護人材の確保・育成と技術向上」と概要版では人材の漢字が異なるが、「人材」で統一することでよいかと。
事務局	「人材」で統一する。
委員長	他にご意見があればいただきたい。
委員	51 ページの「(4)事故防止と事故対応」の取組み①にある事故報告書を活用した事故検証とは、市への報告内容を全事業者にフィードバックするのか、もしくは事業者個別にフィードバックするイメージか。
事務局	事業者へ個別にフィードバックすることが基本だが、ヒヤリ・ハットの事例は広く周知しておく必要があるため、介護サービス事業者連絡協議会などで共有できるとよいと考えている。
委員長	次に、基本方針3「在宅医療・介護連携の推進」の施策についてご意見をいただきたい。医療に関連する内容のため、医師の立場からご意見をいただきたい。
委員	施策の内容は課題に対応していると思うが、特に高齢化が進んだ住宅団地については、徒歩圏で生活に必要なものが整うのは簡単ではないため、次期計画に向けて在宅医療・介護連携の取組みを深化できるとよいのではないかと感じる。

委員長 基本方針3の在宅医療・介護連携については、数値化による評価が難しく、質的な評価が求められるが、3年間の取組みを次期計画に反映していただきたい。
他にご意見がなければ、基本方針4「認知症施策の推進」の施策についてご意見を
お願いしたい。

委員 58 ページにある「成年後見制度」については、これまで市として関与していなかったのか。デリケートな問題を含むため、あえてまた市の施策として位置づけるべきか。

事務局 前期計画にも成年後見制度に関する施策は位置づけがあった。今期計画では、前期計画より更に認知症施策の強化を目指しているため、成年後見制度についても更なる周知を進めたいと考えている。

委員 昨年度の成年後見制度の相談件数はどのくらいか。

事務局 具体的な相談件数はすぐにお応えできないが問い合わせは結構ある。今後はこれまで以上に相談件数が増えると予想される。

委員 成年後見制度の診断書を作成することもあるが、個人の財産権に係るデリケートな問題を含むため、市ではなくNPO法人が運営する東濃成年後見センターに任せの方がよいように感じる。

事務局 市が関与するのは、申請支援や独居世帯などどうしても市長申立が必要なケースである。件数自体は少ないが必要な施策と考えている。

委員 東濃成年後見センターはどのような資金で成り立っているのか。

事務局 東濃成年後見センターは、総合福祉センター内に事務所を構えており、土岐市、瑞浪市、多治見市が協同で委託費を出資し、NPO法人が運営している。財産のある人は弁護士や司法書士を自身で雇っていただき、財産が少ない人はセンターを利用してもらえればと考えている。

委員長 他にご意見がある方はお願いしたい。

委員 58 ページについて、(1)認知症相談窓口の周知には「認知症地域支援推進員」に関する取組みしか記載がないが、認知症地域支援専門員についての取組みはなくてよいのか。

事務局 「4-2 認知症相談窓口の充実」の下の説明文に「認知症地域支援専門員」の文章があるが、認知症地域支援推進員と混同した文章となっているため、4-3 の「(1)認知症初期集中支援チームの設置」に含めて表現したい。

委員 「認知症地域支援推進員」と「認知症地域支援専門員」はよく似た言葉で分りにくいため、市民に分りやすく表現して欲しい。

事務局 「認知症地域支援専門員」という言葉は使わない表現に見直したい。

委員 59 ページの「認知症初期集中支援チーム」について、具体的な取組み内容について教えて欲しい。
認知症については、運転免許証の更新時に認知症をチェックされるようになったため確認する機会ができたが、他にも定期的にチェックする仕組みが必要ではないか。

事務局 認知症初期集中支援チームについては、定期的に認知症をチェックする仕組みではなく、近所の人や民生委員が症状に気がついたときの相談を受け、地域包括支援センターなどにつなぐなど、初期発見のために専門家が介入する役割を担うものである。

委員長 認知症のチェックについては、57 ページの取組みにある「おとどけセミナー」の中で実施してはどうか。

委員 自己チェックしてもなかなか病院に行かない人が多いように思うため、病院へ行くために背中を押してもらい必要があるのではないか。

委員長 ご意見有難うございます。次に基本方針5「高齢者の社会参加の促進」の施策についてご意見がある方はお願いしたい。
基本方針5の内容は老人福祉計画にあたるため、市民委員である宮川委員からご意見をお願いしたい。

委員 老人会など集いの場に参加していない高齢者への対応が課題である。民生委員にお願いする前の段階で手を差し伸べる存在が必要と感じる。福祉委員にそのような役割を担ってもらえるとよい。

事務局 基本方針1から5まで一通りご意見をいただいたが、全体を通してご意見があればお願いしたい。
もうすぐ平成でなくなるため、年号の表記を西暦(和暦)で統一した方がよいので

はないか。

それでは、次第「3. パブリック・コメント」について事務局から説明をお願いしたい。

事務局

・パブリック・コメントについて

・(平成29年12月22日(金)～平成30年1月22日(月)の1カ月間で実施 を事務局が説明)

事務局

介護保険料やサービス見込み量については、今後も級地区分や単価区分の変更に伴い変わる可能性があるが、最新の数値を記載した上でパブリック・コメントを実施したいと考えている。

また、施設については、概要版の裏面にあるように現在の施設の充足状況を踏まえ次期計画の3年間は整備しないものとしている。

委員長

それでは、次第「4 その他」について事務局からお願いしたい。

事務局

日程調整の結果、次回(最終回)の開催日時は2月20日(火)午後としたい。会場は北庁舎以外の場所になるため後日案内する。

委員長

それでは、これにて第4回策定委員会を終了する。本日は有難うございました。

以上